

### 3-3-5-3 平成6年度の税制改正に関する答申（1994年2月9日）

「平成3年度税制改正」から3年後、経済不況がいっそう深刻化するなかで土地税制の見直しを求める声が不動産業界で強まった。それとともに、土地の流動化を進めることによって景気回復への手掛けりを得ようとする考え方が経済界で次第に関心をもたれるようになった。「平成6年度税制改正」に関する答申は、土地譲渡益課税の一般的軽減、地価税率の引き下げ、事業用資産の買替え特例の拡充などの諸要求に対して、「平成3年税制」の基本を揺るがしかねないものであり、地価高騰の再発防止や投機的取引の抑制という観点からも、土地税制の基本的枠組みからの逸脱を容認することができないとして、現行土地税制の堅持を提言した。なお、現行土地税制の基本的枠組みの範囲内において土地の有効利用を促進する観点から調整的な対応をすることは否定していない。

### 平成6年度の税制改正に関する答申

平成6年2月  
税制調査会

#### 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

##### 委員

新谷勝	佐々木喜久治	飯田経夫	椎名武雄
五十嵐隆	杉田亮毅	石弘光	寺田千代乃
井上光一	早野仙平	大宅映子	松井義雄
貝塚啓明	松本作衛	片岡輝昭	宮崎邦次
加藤寛	森田明彦	金子宏	山下眞臣
川上哲郎	山城彬成	後藤森重	山田精吾
小松勇五郎	横山和夫	近藤隆之	吉国二郎
堺屋太一	和田正江		

##### 特別委員

大田弘子	竹田純	岡田卓也	服部禮次郎
清宮龍	広瀬一郎	河野光雄	松尾好治
鈴木淑夫	吉田文一	高原須美子	

##### 目次

##### 基本的考え方

##### 平成6年度の税制改正

##### 1 当面の経済状況等への対応

##### (1) 所得税、個人住民税の減税

- (2) 相続税減税
- (3) 法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例

## 2 土地税制

### 3 課税の適正・公平の確保

- (1) 公益法人等に対する課税
- (2) 交際費課税
- (3) 使途不明金
- (4) 租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化

## 4 酒税

## 5 その他

- (1) 個人住民税
- (2) 法人住民税の均等割
- (3) 不動産取得税・登録免許税

(関連部分)

### (2) 相続税減税

バブル経済期の地価高騰によって、相続税収は高い伸びを示し、相続税の課税件数割合も増加し、とりわけ合計課税価格に対する相続税額の割合が顕著に增加了。昨今の地価の下落により、相続税負担は緩和されつつはあるものの、小規模な宅地の所有者においても相続税が相続人の居住や事業の継続を困難にしているとの指摘を踏まえ、下記のとおり中期答申に沿って速やかな減税措置を探ることが必要であると考える。

なお、相続税は所得税とは異なり、年々別個の納税者によって負担されるものであり、単年度限りの減税は、たまたまその年に相続が発生した納税者を優遇することになることから、納税者間の不公平を招くこととなる。このように相続税は単年度の措置になじむものではないので、恒久的な減税を行なうべきである。

- ① 最近における合計課税価格に対する相続税負担額の割合の上昇にかんがみ、その累進構造の緩和を図るために、現行の最高税率、最低税率を維持しつつ、税率区分の幅を拡大するとともに、制度の簡明化を図るために、現在 13 段階となっている税率の刻み数を減らすのが適当である。なお、課税最低限についても計算の簡明化の見地から、その見直しを行うべきである。
- ② 事業用及び居住用の小規模宅地等の評価額から一定割合を減額する特例措置について事業あるいは居住が相続人により継続される場合に限って、その減額割合の拡大を図るべきである。なお、事業の継続と居住の継続とを区別する必然性に乏しいことから減額割合は同一とするのが適当である。
- ③ 生存配偶者の居住の場の確保が困難となっている状況に対処するため、民法の法定相続分までは非課税とする現行の配偶者に対する相続税の軽減措置は維持しつつ、最低保障額の引上げによる負担の軽減を行うべきである。その際、適正な申告を確保するため、軽減対象財産から仮装隠ペイに係るものは除外することが適当である。

なお、近年におけるいわゆるバブル期の地価高騰とその後の急落及び取引の減衰により、延納に係る分納税額の納付が困難となっている延納選択者を救済するため、昭和 64 年 1 月 1 日か

ら平成3年12月31日までの間に開始した相続により土地を取得した者に限り、課税価格を収納価額として土地での物納を認める特例措置を講ずるべきである。

## 2 土地税制

現行の土地税制は、平成3年度の土地税制改革において、

- ① 所得・消費・資産等の間で均衡のとれた税体系を構築するという観点から土地に対する課税の適正・公平を確保するとともに、
- ② 土地基本法の基本理念を踏まえた総合的な土地対策の一環として、税制上の措置が求められたこと

から講じられたものであり、中期答申でも指摘したように、今後ともその着実な実施に努めることが重要である。

現在の厳しい経済情勢の下、土地取引が低迷する中で、土地譲渡益課税の一般的軽減、地価税の税率の引下げ、事業用資産の買換え特例の大幅な拡充等、現行の土地税制について大幅な緩和を求める声が強い。この背景として、企業のリストラ、土地の流動化を促進する上で、現行の土地税制が足かせになっているのではないかとの問題意識があるものと思われる。しかしながら、こうした主張は現行の土地税制の基本を揺るがしかねないものであり、当調査会としては、地価高騰の再発防止や投機的土地取引の抑制という観点からも、土地税制の基本的枠組みからの逸脱を容認することはできない。

ただし、現行の土地税制においても、例えば、国土政策等の土地政策に資する場合には、譲渡益課税における軽減税率の設定等により負担の軽減が図られているところである。当調査会としては、現在の土地を巡る諸状況、経済情勢等を十分に考慮した上で、現行の土地税制の基本的枠組みの範囲内において、国土政策等との調和に配意しつつ土地の有効利用を促進する観点から適宜・適切な対応を図ることが必要であると考える。